

報告第1号

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成30年1月31日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

記

項目	内 容	
発生日時・場所	平成29年10月23日 未明 飛騨市宮川町種蔵2番地	
事故の概要	台風21号による強風により、市が所有する板倉の屋根が吹き飛び、道路向かいに祀られている種蔵区所有の大日堂に当たり、壁、柱、戸等が破損した。	
相手方	[REDACTED]	
事故の種類	人 身	物 損
相手方損害額	—	122,040円
市の過失割合		100%
損害賠償金	—	122,040円
内 訳	保険金	0円
	一般財源	122,040円
専決年月日	平成29年12月26日 専決第10号	